

新型コロナウイルス感染症への本学の対応（令和5年5月26日版）

岩手県立産業技術短期大学校 校長 清水 健司

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から感染症法上の扱いが新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類感染症に変更されましたが、当校においては、安全な修学環境を確保していくため、以下のとおり感染対策を継続して実施することとしましたので、学生及び職員は留意してください。

I 感染防止のための対応

1 基本的な感染防止対策

地域での感染症の流行状況に関心を持ち、自らを感染症から防ぎ、身近な人を守る観点から、以下の基本的な対策を一人一人が心掛けるものとする。

- ① 体調不安や症状がある場合、無理をせず自宅で療養あるいは受診
- ② 日常の生活習慣としての手洗い等の手指衛生
- ③ その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施
- ④ 適度な運動、食事などの生活習慣の理解・実行
- ⑤ 換気の励行、密集・密接・密閉（三密）の回避

2 健康管理

引き続き、次により健康管理の徹底を図るものとする。

- (1) 体調の変化がある場合は自宅で体温を測定し、発熱等の風邪症状が見られる場合、強いだるさ・息苦しさを感ずる場合等は、学校・仕事を休み自宅療養する。
- (2) 自宅療養となる場合は科担任又は上司に電話連絡する。

3 教育訓練における感染防止対策

- (1) 授業等の行われる教室等においては、換気扇の使用、窓を開ける、出入口を開放するなど適切に換気を行う。

なお、この場合にあつては、冷暖房や衣服による温度調節を含め適切な空調管理を行う。

- (2) 授業等の行われる教室等は、できるだけ広い教室を利用する、座席の配置を工夫するなど、可能な限り学生等の身体的距離を確保するとともに、必要に応じパーテーションを設置するなど飛沫防止に留意する。
- (3) 近距離で会話、発声、接触が必要な教育訓練は、必要最小限度にとどめる。
- (4) ドア、窓、手すり、トイレ、手洗い、照明スイッチ等教育訓練等において学生等が日常的に触れる箇所については、消毒を行う。

4 学生食堂における感染防止対策

- (1) パーテーションを設置するなど安全な空間の確保に努める。
- (2) 換気扇の使用、窓を開けるなど適切に換気を行う。

5 学生寮における感染防止対策

- (1) 寮入口を通る際及び食事の際等は、手指の消毒又は手洗いなどの感染防止対策に努める。
- (2) 自室の窓を開けるなど適切に換気を行う。
- (3) ドア、窓、手すり、トイレ、手洗い、照明スイッチ等寮生が日常的に触れる箇所を消毒する。
- (4) 談話室、洗面所等寮生が集まる場所の密集を可能な限り避ける。

6 本学主催のイベント等について

今後のイベント等については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や政府、県の対応等を勘案しながら適切に判断する。

7 外部からの来校者について

外部からの来校者については、発熱等の症状のある方は来校を控えてもらうほか、玄関において手指の消毒をお願いする。(同様の内容の掲示も行う。)

II 感染が疑われる又は感染した場合の対応

1 感染が疑われる場合

- (1) 発熱、咳など体調不良時の外出は控える。
- (2) 症状が続く場合は、かかりつけ医などへ相談・受診する。

2 感染した場合

- (1) 発症後 5 日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を 0 日目として 5 日間は外出を控える。
- (2) 5 日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して 24 時間程が経過するまでは、外出を控え様子を見る。症状が重い場合は、医師に相談する。
- (3) 10 日間の経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用や、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮する。発症後 10 日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心掛ける。
- (4) 家族が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染した家族のお世話はできるだけ限られた者で行うことなどに注意する。

新型コロナにかかった者の発症日を 0 日目として 7 日目までは、家族から感染し発症する可能性があるため、特に 5 日間は自身の体調に注意し、手洗い等の手指衛生や換気等の感染対策のほか、外出する場合は、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をする。